

## 工事請負契約等の入札に係る消費税率引き上げ等の取扱いについて

平成25年10月1日、国において消費税法の改正に伴う実際の消費税率の引き上げ等が、正式に決定いたしました。

この状況を受けて、本県では、工事請負契約及び建設工事に係る委託業務の契約に係る消費税率については、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

新しい税率適用の対象となる契約のうち、現在、既に消費税率5%で入札公告している案件については、入札契約事務を消費税率5%のまま継続したうえ、当初契約（仮契約を含む）を消費税率5%で締結しますが、速やかに消費税率を8%で算定した引き上げ分について変更契約で対応していきますので、ご了解ください。

（変更契約について、対象となる方には各契約先の発注機関から個別にご連絡をさせていただきます。）

なお、平成25年10月10日入札公告分から、新しい税率適用の対象となる契約については、入札契約に係る消費税率を8%で積算し入札を行う予定であり、当初契約も消費税率8%で締結いたします。なお、対象となる案件は、入札公告において入札書に記載する金額を「100分の8」、「108分の100」として表示しますので、ご注意ください。当該表示のある案件については、改正後の消費税率（8%）で積算し、入札を行ってください。

### <入札公告における表示箇所>

別記第1号様式の1（第3条関係）  
その1～3

平成〇〇年〇月〇日制定

#### 共通入札公告（電子入札方式・〇〇〇〇〇方式）

（省略）

#### 入札等

入札書等の提出について

（省略）

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の8**に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**108分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。

（省略）

（省略）

※ 新しい税率適用の対象となる契約とは、契約締結日が平成25年10月1日（指定日）以降で、課税資産の譲渡（工期（業務期間））が平成26年4月1日（施行日）以降となるものを指しています。

（参考）「消費税法改正のお知らせ（平成25年3月国税庁）」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanioho/pamph/shohi/201303.pdf>